

Q-5

敷地内の擁壁の下方に隣地の擁壁があります。2つの擁壁は、「がけ条例」で「一体のがけ」と判断するのですか。

A-5

がけ下の起点から安息角 $30^\circ$ で引いたライン（下図破線）の上側に2つの擁壁がすべて納まる場合、2つの擁壁は一体のがけとして、がけ条例を適用します。

